

## 自治体情報システム標準化・共通化について

### ・背景

これまでの、各自治体でシステムを設置



各自治体でシステムを設置し、カスタマイズ  
→制度改正対応は各自治体が個別対応  
→ベンダロック(ほかの業者に乗り換えが困難)

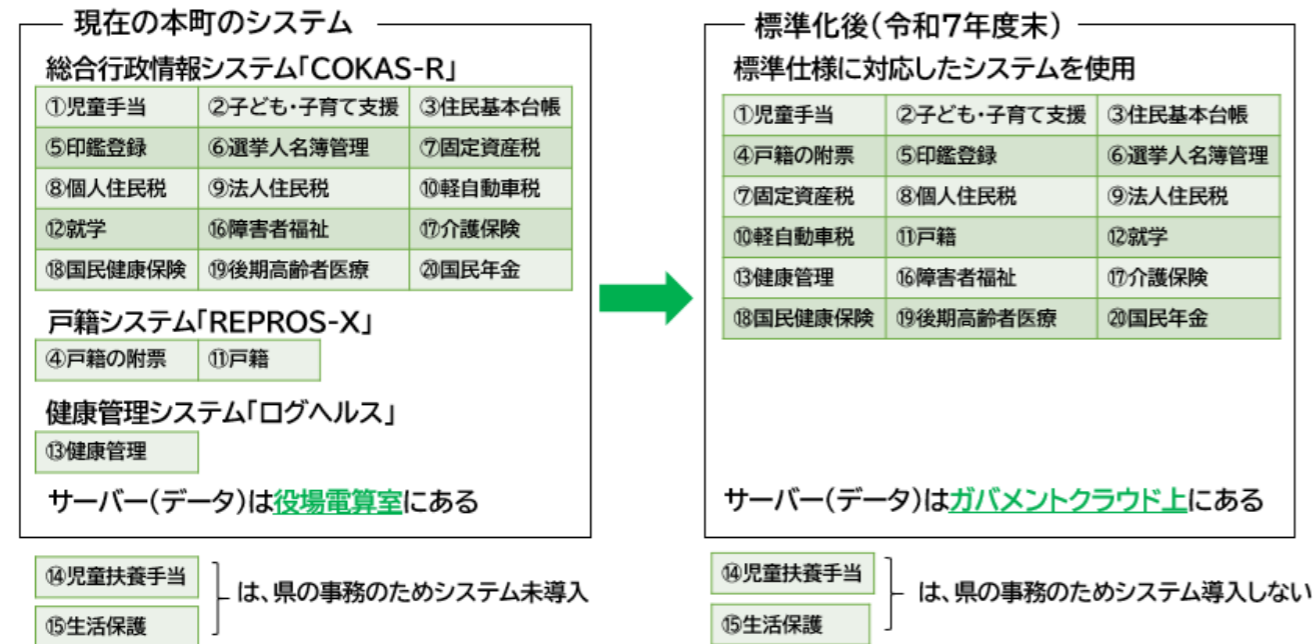
令和7年度末までに基幹系20業務(※)について、  
標準化基準に適合した情報システムの利用を義務付け

#### ※基幹系20業務

①児童手当	②子ども・子育て支援	③住民基本台帳	④戸籍の附票
⑤印鑑登録	⑥選挙人名簿管理	⑦固定資産税	⑧個人住民税
⑨法人住民税	⑩軽自動車税	⑪戸籍	⑫就学
⑬健康管理	⑭児童扶養手当	⑮生活保護	⑯障害者福祉
⑰介護保険	⑱国民健康保険	⑲後期高齢者医療	⑳国民年金

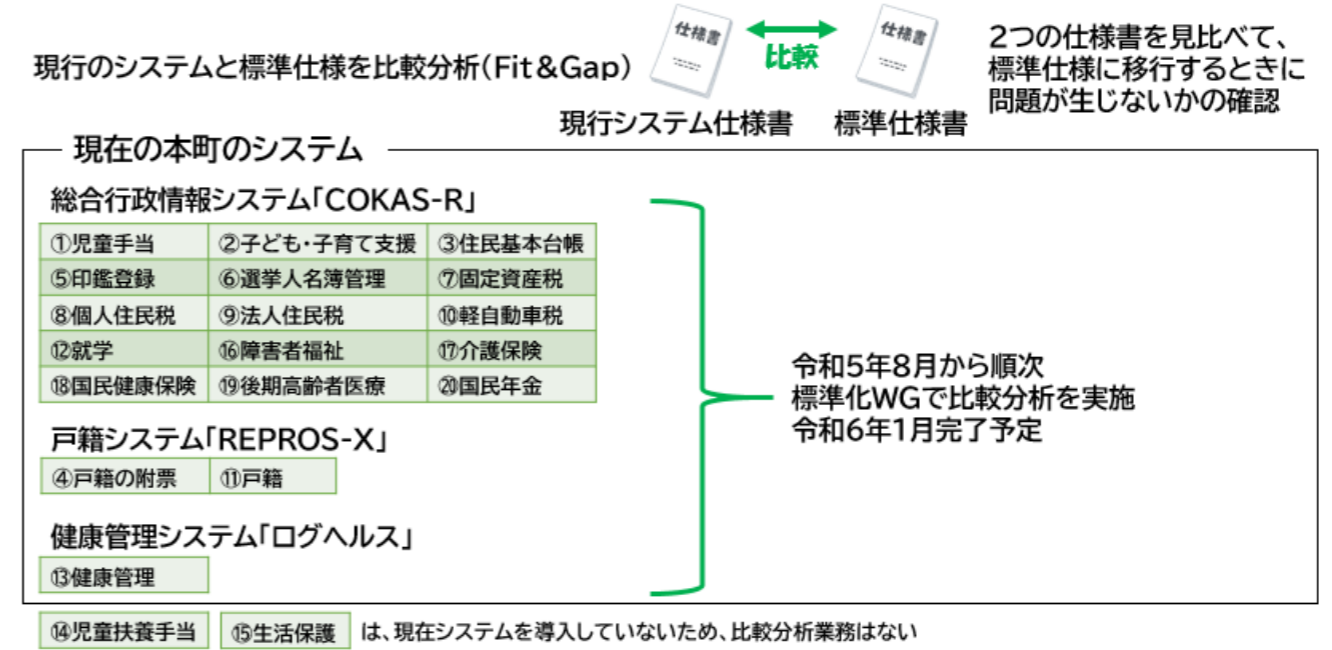
⑭児童扶養手当、⑮生活保護は、県の事務のため本町所管の業務は18

### ・標準化による本町のシステムのイメージ



### ・本町の標準化・共通化に向けての状況

自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書(総務省作成)に基づき作業



⑭⑮を除く基幹系18業務について標準仕様と現行の運用・条例等の差異を分析し、運用フロー、条例等のへの対応方針を検討(令和6年1月完了予定)

### ・今後のスケジュール

#### 本町の状況・今後のスケジュール

